



「日本の温泉文化」をユネスコ無形文化遺産に

熊倉浩靖¹⁾

(令和 4 年 3 月 31 日受付, 令和 4 年 4 月 7 日受理)

“Onsen Culture in Japan” Make it a UNESCO Intangible Cultural Heritage

Hiroyasu KUMAKURA¹⁾

要 旨

全国民が親しんできた温泉はユネスコ無形文化遺産の対象である「社会的慣習や儀礼」に当たると考えられる。しかし、日本の温泉文化 (Onsen Culture in Japan) をユネスコ無形文化遺産に登録するには、日本固有の無形文化遺産であり、保護・振興を図らなければならない状況にあることを世界の人々に認めていただく必要がある。

他国でも「ヨーロッパを代表する温泉保養都市群 (The Great Spa Towns of Europe)」が世界遺産に、「フィンランドのサウナ文化 (Sauna Culture in Finland)」が無形文化遺産に登録されたが、それら地域の温泉利用は飲泉や医療行為、サウナ利用後のクールダウンであるのに対し、私たちは「温まる入浴」を基本に据えてきた。世界的には特異な温泉利用である。

私たちは、洗い場で身を清め、共同利用の浴槽に静かに浸かって温まり、温泉成分を身に沁み込ませることで、生活や生業がもたらす心身の疲れを回復させてきた。日本最古の古典の一つ『出雲国風土記』(733 年) から連綿と記されているから、日本基層文化の一つと言える。

温泉地では湯守・女将・番頭・板前・仲居をはじめ、土産物の製造・販売に当たる人々、旅を掌る人々、芸能を披露する人々、温泉街の建物や工芸品を作る人々など多くの「湯の匠」が活躍している。しかし、温泉地は人口減少・孤世帯化が著しく、「湯の匠」たちの継承は危機に直面している。

そうした状況に対して、温泉は世界的にも稀な法律・温泉法で保護・振興されているが、文化としての保護・振興のためには文化財保護法等による法的保護が不可欠である。

温泉文化の保護・振興は温泉関係者だけの課題ではない。温泉は観光立国日本の一大原動力である。その保護と振興は喫緊の国民的課題となっている。

キーワード：温泉文化 (Onsen Culture in Japan), ユネスコ無形文化遺産, 日本固有の社会的慣習, 喫緊の国民的課題

¹⁾ 高崎商科大学特任教授 〒370-1214 群馬県高崎市根小屋町 741. ¹⁾ Takasaki University of Commerce, special professor, Negoya-machi 741, Takasaki-city, Gunma-prefecture, Japan. E-mail hiro-kumakura@npogunma.net, TEL 090-7206-9140.

1. はじめに

温泉県群馬、わけでも「にっぽんの温泉100選」で19年連続1位の草津開催の日本温泉科学会で「温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録」の提案ができることに心から感謝を申し上げたい。

まずは群馬の地から「温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録」を提案した経緯から説明したい。

2014年ユネスコは「富岡製糸場と絹産業遺産群」を世界文化遺産に登録した。4つの構成資産は全て群馬に所在する。続いて2017年ユネスコは「上野三碑」を世界の記憶に登録した。3つの構成資産は同じく全て群馬に所在する。

ユネスコ3大遺産事業のうち2つに登録されたことから、もう1つの遺産事業、無形文化遺産に登録できる群馬の資産はないかを、それぞれ温泉に浸かって夢想しているうちに、「そうだ！これだ！温泉こそ無形文化遺産にふさわしい！」という思いが湧き上がってきた。早速、親しい県議たちに話したところ、それは面白いということで、群馬県温泉協会ははじめ県内各種団体の協力を得て2018年12月、温泉文化ユネスコ無形文化遺産登録推進協議会が設立された。

しかし温泉は群馬だけのものではない。むしろ日本全国に遍く分布し、日本人の生活・生業と切っても切れない関係にある。日本人の暮らしを支え続けている基層文化と言ってよい。そこで2019年6月、指宿で開催された日本温泉協会総会の場で、日本全体の課題として温泉文化の無形文化遺産登録を進めたいと提案した。満場一致で採択され、各地での推進が始まった。

しかし2019年の冬の初めから噴き出した新型コロナウイルス蔓延の波を受け、温泉地は厳しい経営環境に直面した。また、人が集まるとの勉強会等は中止せざるをえなくなった。

その中で今回、日本温泉科学会が開催され公開シンポジウムが挙行されたことは僥倖以外の何物でもない。温泉の神様が機会を与えてくださったのであろう。

この間、世界的には、2020年12月フィンランドのサウナ文化 (Sauna Culture in Finland) がフィンランド第1号の無形文化遺産に登録され、2021年7月ヨーロッパ7か国11都市のヨーロッパの大温泉保養都市群 (The Great Spa Towns of Europe) が世界文化遺産に登録された。

前者は「フィンランドの日常、お祝い、幸福、生活習慣において切っても切れない文化。サウナ内では、人間関係の平等さやお互いを尊重することが重視される」ことが評価されての登録である。サウナという無形文化遺産が登録されたことは大変意義深い。

一方後者は、2014年の推薦書提出段階では“The Great Spas of Europe”という文案であった。温泉保養(地)としての登録をめざしたわけだが、ICOMOSの勧告を受けて“Spa Towns”に変更されたという経緯を持つ。有形物(不動産)を登録対象とする世界文化遺産の考え方から、有形物としての定義が難しい“Spa”ではなく“Spa Town”が登録対象となった。

両者の登録は、私たちの運動にとって、とても有益な示唆を与える。特に、なぜ世界文化遺産あるいは世界複合遺産ではなく無形文化遺産を目指すのかという議論に方向性を与える。

有形物(不動産)を対象とする世界文化遺産の登録を目指すとなれば特定の温泉(地)の選定という厄介な課題が最初に立ち現れる。分裂と対立を生むおそれさえある。それでは、心身の疲れを癒し、人々に和と活力を与える温泉のありように反することになる。

翻って、本論で提起するように、日本の温泉文化はフィンランドのサウナと対比できるだけの価値も歴史も持っている。特定の温泉(地)に限定することなく、文化としての温泉をユネスコ遺産事業に登録するとすれば、無形文化遺産という枠組みが適している。

先走って言えば、フィンランドのサウナ文化を参考に「日本の温泉文化 (Onsen Culture in Japan)」が登録名としてふさわしいのではないか。なぜ“Spa of Japan”としないのかも、本論の中で述べていきたい。

2. なぜ無形文化遺産登録をめざすのか

2.1 根底にあるのは日本人の温泉好き—2つの理由

「日本の温泉文化」ユネスコ無形文化遺産登録推進の根底には日本人の温泉好きがある。では、なぜ日本人は温泉が好きなのか。そこから考えてゆきたい。結論的には2つの理由が考えられる。

第1は、今回強調する「文化としての温泉入浴」の定着。

第2は、「世界一の温泉立地」という地球科学的な事実。こちらから見てゆこう。

山村順次『世界の温泉地：発達と現状』によれば日本には3,100ほどの温泉地がある。2位は中国で3,000か所、3位はアイスランドで280か所。中国はほぼ同数だが、面積が全く違う。日本38万km²に対し960万km²。25倍も広い。源泉数は不明な国が多く正確な比較ができないが、日本では27,000の源泉が数えられている。数が分かっているフランスの源泉数は1,200。

日本の温泉地・源泉数は、総数でも面積あたりでも抜きん出ている（表1）。

2.2 世界一の温泉立地は火・水・森の共演の賜物

では、なぜ、これほどまでに温泉が多いのか。

第1の要因は4つのプレートの重なり合い。

内閣府・防災情報のページ（火山対策）は「世界には約1,500の活火山があるといわれており、そのほとんどが環太平洋地帯に分布…日本には世界の活火山の約1割があり、世界有数の火山国」と記している（図1）。

数多い活火山の源はユーラシア・北米・太平洋・フィリピン海という4つのプレートの重なり合い。プレートの重なり合いは膨大なマグマ溜りやマグマが冷えた高温岩帯を日本列島の下に生み出した。温泉の熱源である。

しかし、そこに水がなければ温泉にはならない。

第2の要因は気象条件と森の存在。

温帯モンスーン地帯にあることで1年を通して雨が降る。降水量は世界平均の2倍。加えて、日本海が開いたことで、冬季、世界一と言えるほどの豪雪が日本海側にもたらされる。雪どけ水や雨は森の力で地中に蓄えられる。

温泉には、この他、化石海水型などもあるが、世界一の温泉立地は火・水・森の共演の賜物、温泉は日本列島を象徴する存在である。

2.3 温泉入浴を文化として暮らしに組み込んだ日本人—無形文化遺産をめざす理由①

温泉が日本列島を象徴する存在とするなら、そうした自然条件を受け止めて、温泉に浸かり温泉で温まることを暮らしに組み込んできたありようは日本固有の生活文化の形と言えるのではないか。それが「日本の温泉文化」ユネスコ遺産事業登録の出発点である。

表1 温泉数世界ランキング（山村順次『世界の温泉地：発達と現状』2004年 日本温泉協会）

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
国名	日本	中国	アイスランド	イタリア	ドイツ	ハンガリー	フランス
温泉数	3,102	3,000	280	200	136	135	104
国土面積	38万km ²	960万km ²	10万km ²	30万km ²	36万km ²	9万km ²	55万km ²
温泉数@万km ²	81.6	3.1	28.0	6.8	3.8	15.0	1.9
源泉数	27,000	?	?	?	?	?	1,200

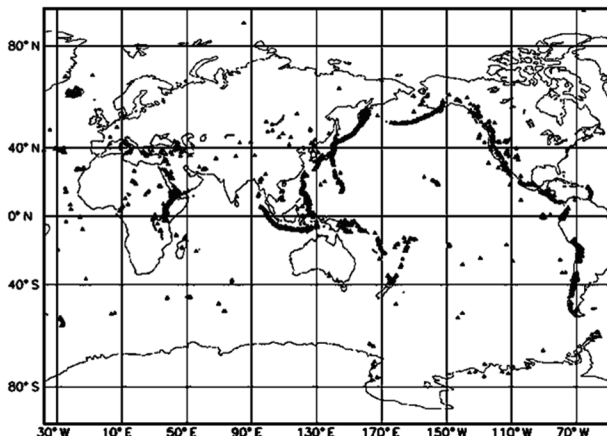


図 1 世界の 1 割近い火山が分布
 (内閣府サイト防災情報ページ「世界の火山」<https://www.bousai.go.jp/kazan/taisaku/k101.htm> より)

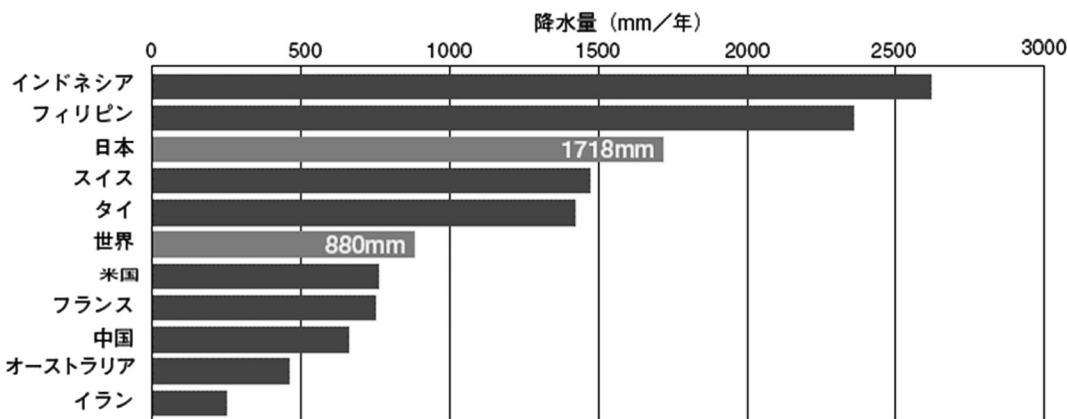


図 2 世界平均の 2 倍の降水量
 (国土交通省サイト水管理・国土保全ページ「世界各国の降水量」https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/bousai/saigai/kiroku/suigai/suigai_3-1-1.html) より

ユネスコ遺産事業と言うと、世界遺産を思い浮かべる方が多いが、私たちが想定しているのは無形文化遺産である。

ユネスコ遺産事業は対象別に 3 つに分かれる (細かくは 5 つ、図 3)。

建造物や文化財・景観や自然といった有形物を対象とする世界遺産、口承や芸能・社会的慣習や儀礼・自然や万物に関する知識や慣習・伝統工芸技術を対象とする無形文化遺産、記録や著作を対象とする世界の記憶の 3 つである (表 2)。

温泉を対象とするなら「世界の記憶」は合わない。いくら温泉数が世界一と言っても、それだけで自然遺産も難しい。世界一の温泉立地という条件を活かして温泉を暮らしに組み込んできたことを考えれば、「世界遺産 (文化遺産)」か「無形文化遺産」が目標としてふさわしい。

しかし世界遺産は有形物が対象。有形物とすれば何を選ぶのか。温泉の立地か。温泉場・温泉街か。特定の温泉か。百家争鳴となりかねない。

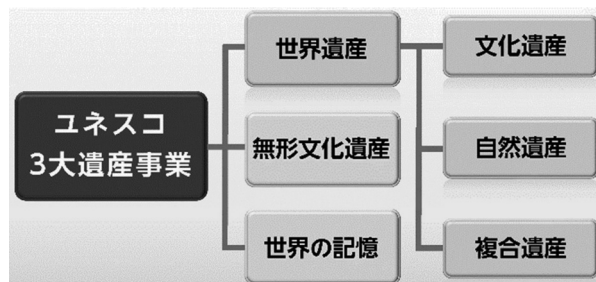


図 3 ユネスコ 3大遺産事業

表 2 ユネスコ 3大遺産事業とその対象

世界遺産	建造物や文化財、景観や自然といった有形物
無形文化遺産	口承や芸能、社会的慣習や儀礼、自然や万物に関する知識や慣習、伝統工芸技術
世界の記憶	記録や著作

一方、温泉に浸かり温泉で温まること（＝温泉入浴）を暮らしに組み込んできたありようは、無形文化遺産の対象である「社会的慣習や儀礼」に当てはまる可能性が高い。

しかし次のような疑問が出て来る。「入浴を中心とした温泉利用は世界中どこにでもあるのではないか。日本の特徴と言っているのか。数が多いから利用頻度が高いだけではないのか。」

そうではないことを説明する前に、無形文化遺産登録を急ぐもう一つの理由を述べよう。

2.4 温泉入浴の足元が揺らいでいる—無形文化遺産登録をめざす理由②

入浴を中心とした日本の温泉利用が大きく2つの面で揺らいでいるという問題である。

第1は、欧風シャワー文化やサウナ文化が導入されるなかでの伝統的な入浴作法の揺らぎ。日本温泉協会が「お風呂でのエチケット 12 項目」ポスターを作らざるをえないほどである。特に③から⑩は日本の温泉文化、固有の入浴作法の本質に係る内容である（図4参照）。

諸外国の方々向けのポスターの形をとっているが、日本人にも向けられていることを意識する必要がある。

もっとも諸外国向けであることは、諸外国での入浴作法、温泉利用が日本と大きく異なっていることを示唆している。

第2は、温泉利用を支えてきた人々と地域の衰退。

表3は群馬県の例だが、主要温泉所在地の観光入込客数・観光消費額はほぼ順調に伸びているものの、人口は減少の度合いを強め、孤世帯化が急速に進んでいる（表3は2010年・2015年国勢調査確報と群馬県観光統計より筆者作成、渋川市公表の地区別数値によれば国勢調査時点に近い2020年9月末日の伊香保地区世帯当たり人口は1.87まで縮小）。

特に日本人の人口減少は著しく、温泉場は外国籍住民の方々の働きなしには立ち至らなくなっている。例えば2020年国勢調査確報によれば、草津町の外国籍住民比率は3.7%で、都道府県別では第3位の群馬県の2.8%を超えている（第1位は東京都3.4%、第2位は愛知県3.1%）。

ユネスコ遺産事業が現状のままでは衰退のおそれのある文化を対象としていることを考えれば、一見盛っているように見える温泉場における入浴作法の揺らぎと担い手の急速な減少は遺産事業の対象となりうる。ユネスコ無形文化遺産登録への動きを危機克服の一つの筋道として、世界各国の



お風呂でのエチケット12項目

- ①入浴前や後にも水分補給しましょう。入浴により体の水分が奪われます。
- ②飲酒後の入浴は控えてください。転倒や脱水を生じます。
- ③入浴時は下着や水着を脱いで入ってください。
- ④かけ湯を3～5回してから入りましょう。血圧の急激な上昇を防ぎます。
- ⑤体を洗ってから浴槽に入りましょう。
- ⑥浴槽に飛び込まないでください。
- ⑦浴槽の中で体を洗わないでください。
- ⑧タオルを浴槽に入れないでください。浴槽の清潔を保つためです。
- ⑨浴槽の中で泳がないでください。
- ⑩浴槽内で衣服や下着を洗わないでください。
- ⑪脱衣室に上がる前に身体をふいてください。
- ⑫エチケットを守って、温泉を楽しんでください。

図 4 お風呂でのエチケット 12 項目 (日本温泉協会, 2020)

表 3 2010-15 年における群馬県内主要温泉所在市町村の観光・人口データ (熊倉, 2021a)

		草津温泉を 有す草津町	伊香保温泉を 有す渋川市	万座温泉を 有す嬬恋村	四万温泉を 有す中之条町	みなかみ18湯 のみなかみ町	群馬県計
観光 入込客数	2010 年度	2,657,500	4,838,900	2,109,400	678,000	4,045,200	59,811,600
	2015 年度	2,965,200	4,766,500	1,971,200	1,688,400	4,235,200	65,754,000
	増減率	11.6%増	1.5%減	6.6%減	149.0%増	4.7%増	9.9%増
観光 消費額 (千円)	2010 年度	33,975,047	19,207,535	10,124,995	4,565,237	19,840,129	191,529,473
	2015 年度	30,364,695	20,062,641	9,508,983	5,680,755	20,359,093	191,898,133
	増減率	10.6%減	4.5%増	6.1%減	24.4%増	2.6%増	0.2%増
国勢調査 人口	2010 年度	7,160	83,330	10,183	18,216	21,345	2,008,068
	2015 年度	6,518	78,391	9,780	16,850	19,347	1,973,115
	増減率	9.0%減	5.9%減	4.0%減	7.5%減	9.4%減	1.7%減
世帯人員	2010 年度	2.06	2.84	2.79	2.76	2.71	2.66
	2015 年度	1.99	2.72	2.67	2.58	2.55	2.55
	増減率	3.4%減	4.2%減	4.3%減	6.5%減	5.9%減	4.1%減

人々が日本の温泉文化を見直し、担い手・参加者となってくださることを願わずにはられない。

3. 登録の要—入浴作法と湯の匠たち

3.1 世界的には完全な少数派—“Spa of Japan”ではなく“Onsen Culture in Japan”

無形文化遺産登録を進めるには「日本の温泉文化とは何か」をまずは定義する必要がある。

その一步は日本と他国とで温泉利用は同じなのかどうかの比較である。

結論的に言えば、「洗い場で汚れを落とし、かけ湯をして、静かに浴槽に入り、じっくりと浸かり、温まり、温泉成分を身に沁み込ませる」という日本での当たり前は世界的には完全な少数派である。

ヨーロッパなどの海外諸地域での温泉利用の中心は飲泉か医療行為の一環である。これが“Spa (温泉保養地)”の姿である。バスタブは洗い場である。そこで全身を洗いシャワーで流す。サウナで汗をかいた後、温水や冷水に入ることはあるが、温水に浸かり温まることは一般的ではない。

例えばチェコのカルロヴィ・ヴァリ (Karlovy Vary) は飲泉中心で、入浴は温泉療法に限定さ

表 4 日本と海外諸地域との温泉利用比較 (熊倉, 2021a)

	日本の温泉利用	海外諸地域の温泉利用
主要な用途	入浴(熱水浴)	飲泉ないし医療行為の一部
汚れを落とす場所	洗い場	サウナかバスタブ
かけ湯	必須	不要
浴槽 (とそこでの作法)	温まる場(共同利用) / 静かに浸かって温まり温泉成分を沁み込ませる / 髪・手拭いを入れること・泳ぐこと・騒ぐことは厳禁	洗い場(個人利用) / 体を冷やす場 / ビーチ感覚、水着・泳ぎ OK
肌に沁みだ温泉成分	洗い流さず水気を拭い浴衣で休む	一般的にはシャワーで洗い流す
家庭浴槽に入れる物	湯の花か温泉に似せた入浴剤	洗剤

れる。私も 2003 年カルロヴィ・ヴァリを訪れる機会を得たが、入浴できず愕然としたことが忘れられない。

また、温泉情報サイト“Yutty!”によると、ドイツのバーデン＝バーデン (Baden-Baden) フリードリッヒ浴場では、高温のサウナの後で温泉に入るが、温泉は 36℃ → 34℃ → 28℃ → 18℃ の順に入るとのこと。何と温泉は「温まる場」ではなく「冷やす場」である。

日本の温泉は“Spa of Japan”ではない。“Onsen Culture in Japan”にこだわりたい日本とヨーロッパ等海外諸地域での温泉利用を比較すれば表 4 のように整理される。

3.2 皆で共有し、清らかな湯で温まる

欧風ホテルのバスタブに違和感を覚えるのは、浴槽が「温まる場」ではなく「洗い場」だからだが、浴槽は清らかな湯を皆でいただく「聖なる装置」であるという感覚とも齟齬するからだろう。

浴槽は人々の共同利用を前提としている。お湯も浴槽も使いながら「清らかさ」を維持することが求められる。その作法が入浴前の洗いとかけ湯である。浴槽に手拭いも髪も入れない、騒いだり泳いだりしてはいけないのは、お湯を清らかな形で共同利用し続ける基本だからである。

浴槽利用に関して混浴か否かを重視する向きもあるが、より本質的な論点は、共同利用か個人利用か、温まるのか冷やすのか、静かに浸かるのか泳いだり遊んだりするのかにある。

共同利用は浴槽だけではない。温泉自体が温泉源を持つ人々同士、そして入浴する人々との共有をもって初めて成り立つ。草津温泉の湯畑・伊香保温泉の石段は共同所有の源泉を宿などに公平に分配する装置である。全国各地の総湯や共同湯、外湯めぐりは入浴客に共有を実感させる。

こうした温泉利用の形は古来のものだった証拠がある。2つの例を挙げておこう。

第1は、玉造温泉について記す『出雲国風土記』(天平5(733)年)意宇郡忌部神部条の記載。

「男も女も老いたるも少きも、或は道路に駱驛り、或は海中を州に沿ひ、日に集ひて市を成し、紛績ひて燕楽す。一たび濯げば則ち形容端正しく、再び浴れば則ち万病悉く除ゆ。古より今に至るまで、験得ずといふことなし。故、俗人、神湯と曰ふ。」と書かれている。

老若男女が入浴を楽しみ市や宴も成していたことも注目されるが、温泉を「神湯」と呼んで二段階の入浴作法を記している点に特に注目される。「一たび」には洗濯の「濯」を当てているから洗い・かけ湯、「再び」には「浴」を当てているから入浴と読むことができる。そして神に抱かれる。

第2は、開湯1300年の伝承を持つ城崎温泉温泉寺の古式入湯作法。

皆で入浴するにあたり、開湯の道智上人お手代わりの湯杓と入湯作法を授かって外湯に向かい、偈を唱えた後、「先ず湯杓を漱ぎ、次に湯杓の湯を頂く、口を漱ぎ、頭より全身に湯を浴びる。次、心静かに入湯し心身の安祥を祈るべし。尚、入湯中に湯杓を湯壺に浸けたりせず丁重に扱ふ事」とある。最初の文は「かけ湯」を、次の文は「静かな入浴」を、最後の文は「上人お手代わりの湯杓

さえ湯壺 (=浴槽) に浸けてはならない」ことを示している。

3.3 心身を癒して人々を暮らしの場に戻す—温泉入浴の本質

こうした日本古来の温泉利用法は「心身を癒し活力を与えて人々を日々の暮らしの場に戻す役割」を果たし続けることで文化として定着した。その形は日本固有のマツリの構造と合致している。

民俗学や歴史学の教えるところによれば、マツリはケ(衰=気, 日常)→ケガレ(衰枯れ=気枯れ, 活力の衰え)→イミ(忌・斎)→ハレ→ナホラヒ(直会・饗宴)→ケという循環構造で成り立っているが、温泉入浴はまさにこの循環構造どおりと考えられる(図5参照)。

- ① 日々の暮らし(=ケ)を積み重ねると心身の疲れが溜まる。つまりケが枯れる。ケガレの状態となる。日常のエネルギーが枯渇し、ストレスが溜まり、心身ともに不調となる。
- ② ケガレの状態を受け止めハレの力を招き入れるために身を慎む。マツリで言う忌に当たる。医学的には血圧急変の予防などだろうが、かけ湯は文化的にも重要な位置を占める営み。
- ③ お湯は聖なる存在、ハレの力そのもの。神の湯。浴槽はハレの力をいただく聖なる場所となる。清らかさが保たなければならない。だから、浴槽で騒ぐこと・泳ぐことは当然ながら厳禁。じっくり浸かることで効能成分と温かさが招き入れられる。人はハレのエネルギーで包まれる。それを洗い流してしまっは元も子もない。洗い流さないことには深い文化的な意味がある。
- ④ だが、ここに留まっている訳にはいかない。人は日々の生活・生業へと帰らざるをえない。マツリでも温泉でも、目的はエネルギーを得てのケつまり日々の暮らしの回復にある。入浴後の宴、地の食・地の酒、物見遊山や歌舞音曲の共有が娯楽への帰り支度となる。
- ⑤ 加えれば、寺社のお守りやお札のように、温泉の色や香りが沁みたお饅頭をはじめとする土産品を市で求めることで温泉とそれを生み出す風土の力を身に着けて、人は娯楽へと帰って行く。この一連の流れが1300年も前の『出雲国風土記』に書かれていたことは驚きと言うしかない。

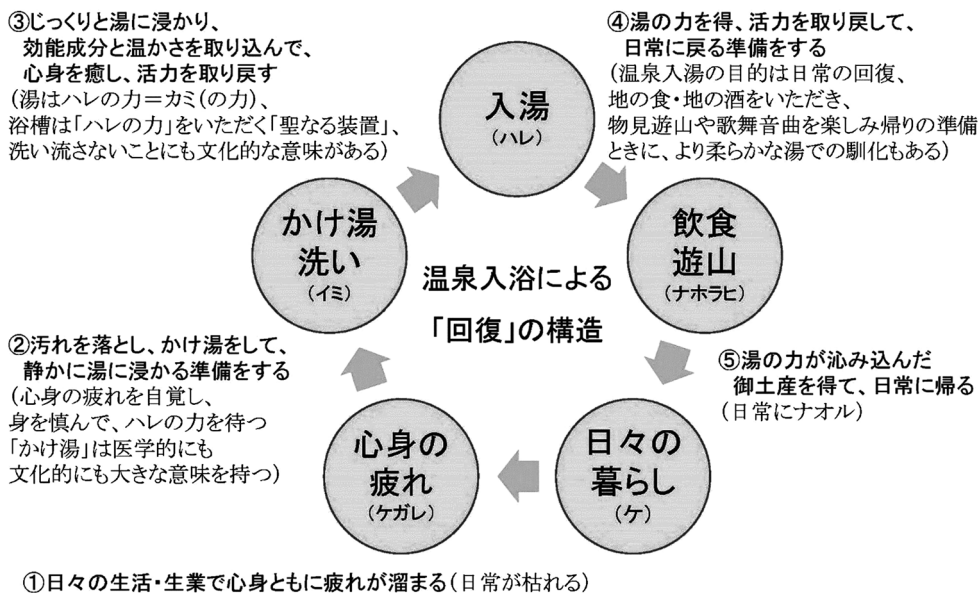


図 5 マツリの構造と合致する温泉入浴による「回復」の構造(熊倉, 2021a)

3.4 担い手・湯の匠たちと直面する危機

人は日数をかけて温泉地に逗留して入浴を積み重ねるようになる。「湯治」とも呼ばれるが、逗留・湯治は物見遊山や歌舞音曲、地の食・地の酒の楽しみを深めてゆく。温泉湧出の源である「風土の総力」を受け止めることで人々は高い活力を得たまま娑婆への帰り支度を整える。温泉場は温泉街という文化的空間に変貌し、その地で働く多種多様な「湯の匠たち」を育んだ。

泉源を保全・管理し最適な状態でお湯を提供する湯守。宿の顔として「おもてなし」を統率する女将。旅館を取り仕切る番頭。最前線で「おもてなし」を体現する仲居。地の食・時の食を華麗に提供する板前。土産物の製造・販売に当たる人々。旅行を掌る人々。芸能や祭礼を披露する人々。旅館や温泉街の建物や工芸品を作る人々。地域の自然や歴史・文化を伝える人々……。

旅館や浴槽という有形物に目がゆきがちだが、温泉街という極めて日本的な空間を創り上げ維持しているのは「湯の匠たち」の有機的な繋がりであることを忘れてはならない。

4. 登録に向けて、何をなすべきか

4.1 登録に向けて一現状と課題

入浴作法が日本温泉文化 (Onsen Culture in Japan) の本質であることと主たる担い手である「湯の匠たち」が見えてきたことで無形文化遺産登録への下準備は整ってきたように思う。一方で温泉場と「湯の匠たち」に危機が訪れていることは無形文化遺産登録を急がせる。

今後、私たちは何をどう進めれば良いのだろうか。2018年秋、温泉文化ユネスコ無形文化遺産登録推進協議会発足を前に、ユネスコ事務局長として無形文化遺産条約をまとめられた松浦晃一郎先生にご相談に伺った時、先生から言われた言葉がよみがえってきた。

「面白い。だが、この提案 (=当時) のままではユネスコ無形文化遺産の定義の枠組みに合っているとは言い難い。世界にはグローバリゼーション等によって該当案件が消滅の危機に瀕している現実がある。それらの保護が第一だ。温泉は改めて保護しなければならないほどの状況にあるのか。先進国に求められているのは消滅の危機に瀕している発展途上国等での案件の保護のための助力だ。それらを超えて各国が納得するだけの論理がくみ上げられているのか。国内法で保護がされているのか」。

松浦先生のご指摘を足場に、私たちは次の4つの検討を進めてきた。

- ①世界の人々が納得する日本固有の文化としての温泉文化の定義
 - ②「改めて保護しなければならない状況にある」ことの検証と課題解決の方向性
 - ③国内法による保護の枠組みの確認・課題・強化の方向と方策
 - ④多様な賛同者を得ての国民運動の構築
- 熟度は低いものの①②の叩き台に何とか辿り着けた。③④が今後の大きな課題となっている。

4.2 保護の1つの柱・温泉法—温泉文化を支えている世界に稀な法律

③に関しては、温泉法と、それに基づく国民保養地指定と「新・湯治」が一つの根拠となる。

温泉法は「温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適性を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的」(第1条)に1948年公布された。なかでも、温泉法第29条「環境大臣は、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設(略)の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる」に基づいた国民保養温泉地の指定は温泉文化の保護・振興に法的な枠組を与えうる。

特に重要なことに、温泉法は世界的には非常に稀な法律である。

管見の範囲では、温泉を単独の対象として法律を定めているのは日本だけである。温泉数第3位のアイスランドでは地下資源探査利用法、第5位のドイツでは連邦工業法、環太平洋火山帯に属するアメリカでは地熱蒸気法、インドネシアでは地熱エネルギー法が温泉も見ている(第4位のイタリアは政令、第2位の中国は不明)。

温泉を対象とした単独の法律があるのは、湧出する温泉を何よりも大切に、暮らしの一部にしっかりと組み込んできた日本だからである。10年に1回の定期的分析による温泉成分・禁忌症等の掲示を温泉法が義務付けているのも、温泉の保護と適正利用を施設と利用者間で共有する仕組みの制度化として文化的にも評価される(第18条)。

4.3 文化財保護法の対象に温泉文化を明示する活動を

温泉に関しては、健康増進法(厚生労働省)、観光立国推進基本法(国土交通省・観光庁)、地方創生法・地域再生法(内閣府)なども関係すると思われるが、ユネスコへの登録にあっては文部科学省・文化庁所管の法律による保護・推進がいっそう重要である。縷々提起してきた温泉文化の本質や歴史に鑑みれば「無形文化財」あるいは「文化的景観」の枠組みの適用が有効であろう。

しかし現状では、温泉文化は文化財保護法による保護・振興の対象とはなっていない。

文化財保護法は2021年4月一部改正されて無形文化財登録制度が発足した。生活文化がその対象となったが、「生活文化」の定義は文化芸術基本法第12条にいう「書道、華道、茶道、食文化その他の生活に係る文化」の枠組みに止まっており、温泉文化は明示されていない。改正に伴うパブリックコメントに際し、私たちは「温泉文化の明示」を陳述したが、現状では功を奏していない。

また、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできない(文化財保護法第2条第1項第5号)」文化的景観においても温泉場などは選定されていない。それは偶然ではなく、「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」(2000~2003年度)、「採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」(2005~2007年度)は行われたが、温泉場・温泉街に関する調査研究は試みられていない。議題にも上らなかったのかもしれない。

私たちとしては、文化芸術基本法や文化財保護法の改正(温泉文化の明示、文化的景観における位置づけ)を働きかけるとともに、その準備としての調査・研究を日本中の温泉地で始めるべきではないだろうか。日本温泉学会の全面的な協力をお願いしたい。

4.4 全国民的運動へ—それが可能な理由と方法

最後の戦略的課題である④国民運動の構築・推進に関しては、温泉文化の無形文化遺産登録が温泉関係者の利害にとどまらない国民的課題であることをご理解いただく必要がある。

コロナ禍以前の2018年度数値で言えば、温泉地の年間延べ宿泊人数は、総人口を超える1億3,000万人を数える(環境省温泉利用状況)。観光庁宿泊観光統計調査によれば総宿泊者延べ人数は5億人だから4分の1が温泉地宿泊者である。

とくに、温泉を中核とする観光産業は中山間地域の地域継承にとっては鍵を握っている。群馬県を例に草津・伊香保・万座・四万・みなかみ18湯のある5市町村(以下、5市町村)と県及び中核市である前橋・高崎両市(以下、2中核市)とを比較してみたところ、観光客総数の県内シェアこそ5市町村23.6%、2中核市20.5%と拮抗しているが、消費額では、県人口の6.7%しか占めない5市町村シェア48.0%(910億円)に対し県人口の36.4%を占める2中核市シェアは3分の1以下の15.3%(290億円)しかない。特に著しい開きが出ているのは宿泊客消費額で、5市町村シェア77.0%(728億円)に対し2中核市シェアは10.0%(95億円)と、8倍近い差がある(表5)。

表 5 2018 年群馬県内観光統計比較（人口は 2020 年国調：熊倉作成）

	人口 (人)	客総数 (千人)	消費額 (百万円)	客単価 (円)	宿泊客 (千人)	消費額 (百万円)	客単価 (円)	日帰り客 (千人)	消費額 (百万円)	客単価 (円)
草津温泉のある 草津町	6,518	3,250	37,851	11,646	2,220	34,528	15,553	1,030	3,325	3,228
伊香保温泉のある 渋川市	78,391	4,667	18,689	4,004	1,174	13,507	11,505	3,493	5,182	1,484
万座温泉のある 嬭恋村	9,780	2,007	10,058	5,011	871	8,568	9,834	1,136	1,490	1,311
四方温泉のある 中之条町	16,850	1,469	5,376	3,660	409	4,706	11,506	1,060	670	632
みなかみ 18 湯 のみなかみ町	19,347	3,898	18,996	4,880	1,101	11,461	10,410	2,792	7,535	2,699
上記計	130,886	15,286	90,970	4,708	5,775	72,770	12,601	9,511	18,202	1,914
県計	1,940,333	64,487	189,436	2,937	8,047	94,470	11,740	56,440	94,965	1,683
県内比率	6.7%	23.6%	48.0%	160.3%	71.8%	77.0%	107.3%	16.9%	19.2%	113.7%
前橋市	336,154	6,503	11,731	1,804	422	3,423	8,111	6,081	8,309	1,366
高崎市	370,884	6,689	17,160	2,565	631	6,089	9,650	6,058	11,062	1,826
	707,038	13,192	28,891	2,190	1,053	9,512	9,033	12,139	19,371	1,596
県内比率	36.4%	20.5%	15.3%	74.6%	13.1%	10.0%	76.9%	21.6%	20.4%	94.8%

温泉地は観光立国日本の一大原動力でありながら人口減少・孤世帯化の著しい危機に直面している。その保護と振興は喫緊の国民的課題である。その点で、温泉文化の本質に立ち返っての温泉文化ユネスコ無形文化遺産登録を国民的課題解決への全国的運動としていきたい。

付記 本稿は、第 73 回日本温泉科学会鴨川大会での報告を踏まえ、第 74 回日本温泉科学会草津大会特別講演の周知も兼ねて『群馬県温泉協会会報』71 号に掲載した拙稿「無形文化遺産登録をどう進めるか」(熊倉 2021b) を参照して執筆した。結果、同拙稿及び『温泉科学』70 巻 4 号拙稿(熊倉 2021a) との重出がある。また、報告時の演題は「温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けて」であったが、『温泉科学』70 巻 4 号拙稿と題が重なるので、内容に鑑み「日本の温泉文化をユネスコ無形文化遺産に」と変更した。以上、了承いただきたい

引用・参考文献

- 文化芸術基本法 (2019, 平成 13 年法律第 148 号, 令和元年法律第 26 号により改正)
- 文化庁 (2003): 「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究 (報告)」
- 文化庁 (2010): 「採掘・製造, 流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究 (報告)」
- 文化庁 (2021): 「文化財保護法の一部を改正する法律について」
- 文化財保護法 (1950, 昭和 25 年法律第 214 号, 法律改正により令和 3 年 6 月 14 日施行)
- オーストリア政府観光局公式サイト (2021) <https://www.austria.info/jp/things-to-do/round-trips/world-heritage-sites/baden-great-spa-towns-of-europe> (アクセス: 2021/8/5).
- フィンランド政府観光局公式サイトプレリリース (2020) <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000042.000017830.html>: 2020/12/18 公開 (アクセス: 同日).
- Karlovy vary (2011), <http://www.karlovy-vary.cz/en/> (アクセス: 2021/1/10).
- 環境省 (2015): 「逐条解説温泉法」.
- 環境省 (2017): 温泉の保護と利用, 新・湯治の推進 <https://www.env.go.jp/nature/onsen/spa/>

- index.html. (アクセス: 2021/8/5)
- 環境省 (2020): 「平成 10~令和元年温泉利用状況」
- 観光経済新聞 (2021): 第 35 回にっぽんの温泉 100 選 https://www.kankokeizai.com/100sen_35/: 2021/12/20 公開 (アクセス: 同日).
- 観光庁 (2019): 「宿泊旅行統計調査 (平成 30 年・年間値 (確定値))」
- 熊倉浩靖 (2021a): 「温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けて」『温泉科学』第 70 巻 4 号, 日本温泉科学会, 2021 年 3 月, 東京
- 熊倉浩靖 (2021b): 「無形文化遺産登録をどう進めるか」『群馬県温泉協会会報』71 号, 群馬県温泉協会, 2021 年 8 月, 群馬
- 群馬県 (2011a): 「平成 22 年度国勢調査人口等基本集計結果の概要 (群馬県の確定人口)」.
- 群馬県 (2011b): 「平成 22 年度市町村別観光入込客数の推移」.
- 群馬県 (2011c): 「平成 22 年度市町村別観光消費額推計表」.
- 群馬県 (2016a): 「平成 27 年度国勢調査人口等基本集計結果の概要 (群馬県の確定人口)」.
- 群馬県 (2016b): 「平成 27 年市町村別観光入込客数の推移」.
- 群馬県 (2016c): 「平成 27 年市町村別観光消費額推計表」.
- 群馬県 (2021a): 「令和 2 年国勢調査, 群馬県の人口と世帯, 人口等基本集計結果 (確報)」
- 群馬県 (2021b): 令和元年度財政状況資料集, 23_草津町 <https://www.pref.gunma.jp/07/a4900451.html>: 2021/12/31 公開 (アクセス: 同日).
- 国土交通省: 水管理・国土保全, 3-1-1 世界平均の 2 倍, 日本の降水量 https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/bousai/saigai/kiroku/suigai/suigai_3-1-1.html (アクセス日: 2021/8/5).
- 内閣府: 防災情報のページ, 火山対策, わが国の火山対策, 1 世界の火山 <https://www.bousai.go.jp/kazan/taisaku/k101.htm> (アクセス: 2021/8/5).
- 日本温泉協会「温泉名人」<https://www.spa.or.jp/news/book/3248/>: 2020/3/16 公開 (アクセス: 同日).
- 温泉法 (1948, 昭和 23 年法律第 125 号, 改正により平成 27 年 8 月 1 日基準日)
- 桜井徳太郎 (1982): 「民族宗教の生活律—ハレとケとケガレの相関—」『日本民俗宗教論』, 春秋社, 東京.
- 桜井徳太郎ほか (1984): 『ハレ・ケ・ケガレ—共同討議』 p 22-p 28, 青土社, 東京.
- 渋川市: 住民基本台帳行政区別人口・世帯数 (令和 2 年度), 令和 2 年 9 月末日現在 (アクセス: 2022/3/1).
- 上田正昭 (2006): 「鎮守のカミガミ」『古代日本のこころとかたち』 p 238-p 243, 角川書店, 東京.
- 山村順次 (2004): 『世界の温泉地: 発達と現状』, 日本温泉協会, 東京.
- Yutty! (2020), <http://yutty.jp/archives/baden-baden/> (アクセス: 2021/1/10).